



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年1月20日金曜日 第1727号

◇ 目次 ◇

新たに生じた土地の確認（八幡浜市）.....37
 字の区域の変更（ " ）.....37
 新たに生じた土地の確認（八幡浜市）.....37
 字の区域の変更（ " ）.....37
 大規模小売店舗の新設の届出の概要等（2件）.....37
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....39
 市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....40
 家畜人工授精師の免許証の交付.....40
 公有水面埋立免許（2件）.....41

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）.....43

公安委員会規則

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則及び愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則.....43

警察本部告示

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報.....43

雑 報

平成17年度行政書士試験合格者の公示について.....44

告 示

○愛媛県告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、八幡浜市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は八幡浜市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年1月20日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
八幡浜市向灘2340の1、2340の5、2340の6、2343の1、2350、2351の3、2351の4、2352、2353の2及び2453の地先	754.32

○愛媛県告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、八幡浜市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年1月20日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
向灘	八幡浜市向灘2340の1、2340の5、2340の6、2343の1、2350、2351の3、2351の4、2352、2353の2及び2453の地先公有水面埋立地	754.32

○愛媛県告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、八幡浜市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は八幡浜市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年1月20日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
八幡浜市向灘（2304の1+2306+2307）、（2305の1+2305の2+2305の3+県道249号線+道）、2308の1、2308の2、2340の4から2340の6まで、2343の1、2350、2351の2から2351の4まで、2352、2353の2、2353の3、2452の3、2453、2454、2456、2457、2479の1及び2480の1の地先	4,302.02

○愛媛県告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、八幡浜市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年1月20日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
向灘	八幡浜市向灘（2304の1+2306+2307）、（2305の1+2305の2+2305の3+県道249号線+道）、2308の1、2308の2、2340の4から2340の6まで、2343の1、2350、2351の2から2351の4まで、2352、2353の2、2353の3、2452の3、2453、2454、2456、2457、2479の1及び2480の1の地先公有水面埋立地	4,302.02

○愛媛県告示第71号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
平田ショッピングセンター A 敷地
松山市平田町 190 番地外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社サニーマート
高知県高知市知寄町二丁目 1 番37号
代表取締役 中村 雄一
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社サニーマート
高知県高知市知寄町二丁目 1 番37号
代表取締役 中村 雄一
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成18年 8月28日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,885平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
81台
イ 駐輪場の収容台数
50台
ウ 荷さばき施設の面積
176平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
40立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 9 時
閉店時刻 午後12時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時45分から午前 0 時15分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口11箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後10時まで

2 届出年月日

平成17年12月27日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第72号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第 5 条第 2 項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成18年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
平田ショッピングセンター B 敷地
松山市平田町 162 番地 1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
・ダイキ株式会社
松山市美沢一丁目 9 番 1 号
代表取締役 山下 雄輔
・株式会社ウイル
高知県高知市南御座95番 5
代表取締役 中村 雄一
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
・ダイキ株式会社
松山市美沢一丁目 9 番 1 号
代表取締役 山下 雄輔
・株式会社ウイル
高知県高知市南御座95番 5
代表取締役 中村 雄一
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成18年 8月28日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,854平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
261台
イ 駐輪場の収容台数
95台
ウ 荷さばき施設の面積
420平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
26立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

及び閉店時刻

- ・ダイキ株式会社 開店時刻 午前 7 時30分
閉店時刻 午後 9 時30分
- ・株式会社ウイル 開店時刻 午前 9 時
閉店時刻 午前 2 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 7 時15分から午前 2 時15分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口11箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる

時間帯

午前 6 時から午後10時まで

2 届出年月日

平成17年12月27日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第73号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成18年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届 出年月日
三越松山支店・ファッションタウンアヴァ	松山市一番町三丁目 1 番地 1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社三越 代表取締役 中村胤夫	株式会社三越 代表取締役 石塚邦雄	平成17年 5月24日	平成17年 12月26日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社三越、株式会社八木通商、株式会社カクテルファスト、有限会社レニース、ディーゼルジャパン株式会社、ホテルアンドリゾートサービス株式会社、株式会社キャトルサンク、株式会社ブルームフォーラム、株式会社アピステ、株式会社ナイツブリッジインターナショナル、株式会社タガラ、株式会社スベッチオ、株式会社ルック、株式会社マルシヨウ、鶴村末広、喜虎ミドリ、有限会社ラ・パギーユ、株式会社トウキョウエルメス、株式会社さえら、有限会社徳本家具、合名会社香鳥屋、株式会社ブルックスブラザーズJ、株式会社紺屋商事、株式会社巴里屋、株式会社梅野精陶所、伊部株式会社、有限会社リフレインタープライズ、株式会社スワン of G I N Z A	株式会社三越、株式会社カクテルファスト、有限会社レニース、ディーゼルジャパン株式会社、ホテルアンドリゾートサービス株式会社、株式会社ブルームフォーラム、株式会社アピステ、株式会社ナイツブリッジインターナショナル、株式会社タガラ、株式会社スベッチオ、株式会社ルック、株式会社マルシヨウ、鶴村末広、喜虎ミドリ、有限会社ラ・パギーユ、株式会社トウキョウエルメス、株式会社さえら、有限会社徳本家具、合名会社香鳥屋、株式会社ブルックスブラザーズJ、株式会社紺屋商事、株式会社巴里屋、伊部株式会社、有限会社リフレインタープライズ、株式会社スワン of G I N Z A、有限会社サロン・ド・ファミーユ	株式会社八木通商：平成17年10月31日、株式会社キャトルサンク：平成17年3月31日、北尾尚子：平成17年7月10日、株式会社梅野精陶所：平成17年3月31日、ジョルジオアルマーニジャパン株式会社：平成17年4月9日、合資会社門田兵太商店：平成17年8月9日、ティンバーランドジャパン株式会社：平成17年8月27日、有限会社サロン・ド・ファミーユ：平成17年10月3日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第74号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
マルナカ土居田店	松山市空港通一丁目21-1外	大規模小売店舗の名称	マルナカ空港通店	マルナカ土居田店	平成17年7月23日	平成17年12月27日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第75号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・カバ池下地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・カバ池下地区）計画書の写し
- (2) 今治市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成18年 1月23日から 2月17日まで
- 3 縦覧場所
今治市役所大西支所

○愛媛県告示第76号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり交付した。

平成18年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

免 許 番 号	免 許 日	家 畜 の 種 類	免 許 格	本 籍 地	現 住 所	氏 生 年 月 名 日
第1789号	平成18年 1月20日	牛	家畜人工授精の業務	愛 媛 県	宇和島市三間町土居中593番地	畠 山 修 昭和42年 2月24日

○愛媛県告示第77号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成18年1月20日

愛媛県知事 加戸 守行

- 1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

松山市元怒和甲511番から同甲575番1までの地先
公有水面

イ 区域

次の1点から13点までを順次直線で結んだ線及び13点から15点までを結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.71メートル）の陸と公有水面との接する線並びに15点から27点までを順次直線で結んだ線及び27点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.71メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（松山市元怒和甲942番1地先に設置された金属錐）は、北緯33度58分27秒、東経132度32分29秒の地点

1点は、基点から真北235度43分17秒16.05メートルの地点

2点は、1点から真北351度09分46秒5.96メートルの地点

3点は、2点から真北295度25分52秒5.06メートルの地点

4点は、3点から真北299度43分21秒5.00メートルの地点

5点は、4点から真北304度58分05秒5.00メートルの地点

6点は、5点から真北310度50分30秒4.35メートルの地点

7点は、6点から真北223度40分06秒1.63メートルの地点

8点は、7点から真北315度20分48秒1.98メートルの地点

9点は、8点から真北46度28分13秒1.63メートルの地点

10点は、9点から真北319度08分53秒2.18メートルの地点

11点は、10点から真北326度38分30秒5.00メートルの地点

12点は、11点から真北333度22分20秒5.00メートルの地点

13点は、12点から真北339度06分18秒5.00メートルの地点

14点は、13点から真北64度35分40秒9.76メートルの地点

15点は、14点から真北152度31分48秒8.63メートルの地点

16点は、15点から真北237度22分12秒0.53メートルの地点

17点は、16点から真北85度06分19秒5.71メートルの地点

18点は、17点から真北135度09分37秒5.22メートルの地点

19点は、18点から真北128度15分50秒3.51メートルの地点

20点は、19点から真北112度46分00秒1.14メートルの地点

21点は、20点から真北98度06分14秒1.11メートルの地点

22点は、21点から真北75度36分14秒1.11メートルの地点

23点は、22点から真北53度06分14秒1.11メートルの地点

24点は、23点から真北30度36分14秒1.11メートルの地点

25点は、24点から真北8度06分14秒1.11メートルの地点

26点は、25点から真北345度36分14秒1.11メートルの地点

27点は、26点から真北332度18分29秒1.38メートルの地点

ウ 面積

419.97平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

松山市元怒和甲510番から同甲575番1までの地先
公有水面及び陸域

イ 区域

次の1点から13点までを順次直線で結んだ線並びに13点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（松山市元怒和甲942番1地先に設置された金属錐）は、北緯33度58分27秒、東経132度32分29秒の地点

1点は、基点から真北213度23分24秒8.49メートルの地点

2点は、1点から真北226度52分18秒15.91メートルの地点

3点は、2点から真北316度31分17秒4.79メートルの地点

4点は、3点から真北226度31分17秒56.27メートルの地点

5点は、4点から真北317度20分29秒62.72メートルの地点

6点は、5点から真北63度53分24秒78.46メートルの地点

7点は、6点から真北5度18分02秒1.29メートルの地点

地点

8点は、7点から真北 291 度36分00秒4 .15メートルの地点

9点は、8点から真北66度04分55秒5 .88メートルの地点

10点は、9点から真北64度13分28秒5 .27メートルの地点

11点は、10点から真北53度19分43秒6 .11メートルの地点

12点は、11点から真北 152 度09分46秒3 .45メートルの地点

13点は、12点から真北 153 度08分51秒 39 .38メートルの地点

ウ 面積

4,355.60平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地 約 385平方メートル

護岸用地 約 30平方メートル

水路用地 約 5平方メートル

合 計 約 420平方メートル

4 埋立免許年月日

平成18年1月13日

○愛媛県告示第78号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成18年1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

松山市

松山市二番町四丁目7番地2

代表者 松山市長 中村 時広

松山市岩崎町一丁目7番7号

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

松山市元怒和甲 942 番 1 から同甲 575 番 1 までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から13点までを順次直線で結んだ線並びに13点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.71メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（松山市元怒和甲 942 番 1 地先に設置された金属錐）は、北緯33度58分27秒、東経 132 度32分29秒の地点

1点は、基点から真北 315 度30分28秒 19 .75メートルの地点

2点は、1点から真北 152 度18分29秒 1 .38メートルの地点

3点は、2点から真北 165 度36分14秒 1 .11メートルの地点

4点は、3点から真北 188 度06分14秒 1 .11メートルの地点

5点は、4点から真北 210 度36分14秒 1 .11メートルの地点

6点は、5点から真北 233 度06分14秒 1 .11メートルの地点

7点は、6点から真北 255 度36分14秒 1 .11メートルの地点

8点は、7点から真北 278 度06分14秒 1 .11メートルの地点

9点は、8点から真北 292 度46分00秒 1 .14メートルの地点

10点は、9点から真北 308 度15分50秒 3 .51メートルの地点

11点は、10点から真北 315 度09分37秒 5 .22メートルの地点

12点は、11点から真北 322 度28分31秒 5 .71メートルの地点

13点は、12点から真北57度22分12秒 0 .53メートルの地点

ウ 面積

132.25平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

松山市元怒和甲 510 番から同甲 575 番 1 までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の1点から13点までを順次直線で結んだ線並びに13点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（松山市元怒和甲 942 番 1 地先に設置された金属錐）は、北緯33度58分27秒、東経 132 度32分29秒の地点

1点は、基点から真北 213 度23分24秒 8 .49メートルの地点

2点は、1点から真北 226 度52分18秒 15 .91メートルの地点

3点は、2点から真北 316 度31分17秒 4 .79メートルの地点

4点は、3点から真北 226 度31分17秒 56 .27メートルの地点

5点は、4点から真北 317 度20分29秒 62 .72メートルの地点

6点は、5点から真北63度53分24秒 78 .46メートルの地点

7点は、6点から真北 5 度18分02秒 1 .29メートルの地点

8点は、7点から真北 291 度36分00秒 4 .15メートルの地点

9点は、8点から真北66度04分55秒 5 .88メートルの地点

10点は、9点から真北64度13分28秒 5 .27メートルの地点

11点は、10点から真北53度19分43秒 6 .11メートルの

地点 12点は、11点から真北 152 度09分46秒3.45メートル の地点 13点は、12点から真北 153 度08分51秒39.38メー トルの地点 ウ 面積	4,355.60平方メートル 3 埋立地の用途 漁港施設用地 約 130平方メートル 4 埋立免許年月日 平成18年 1月13日
---	--

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年 1月11日	特定非営利活動法人 地域美術展協会	渡 邊 祥 行	愛媛県松山市古川南一丁目21番 30号	この法人は、各地の風物や伝統的行事等を 描く展覧会の開催事業を行い、もって地域 文化の振興と地域経済の活性化に寄与する ことを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年 1月 6日	特定非営利活動法人 愛媛県自立支援福祉協会	丹 下 孝 則	伊予郡松前町大字南黒田422番 地 6	この法人は、愛媛県内の内部障害者及び高 齢者等を対象に自立支援事業を行うことに よって地域福祉の増進を図り、広く公益に 貢献することを目的とする。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第2号

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則及び愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年 1月20日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則及び愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

（愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則の一部改正）

第1条 愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則（平成13年愛媛県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「北井門町」の下に「、北井門一～五丁目」を加える。

（愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部改正）

第2条 愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する

る規則（昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(9)の表石井交番の項所管区の欄中「北井門町」の下に「、北井門一～五丁目」を加える。

附 則

この規則は、平成18年 1月30日から施行する。

警察本部告示

○愛媛県警察本部告示第1号

愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定により、口頭による開示請求をすることができる個人情報を次のとおり定め、平成18年 4月 1日から施行する。

平成18年 1月20日

愛媛県警察本部長 粟 野 友 介

口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
愛媛県警察官採用候補者試験	任命権者選考試験の得点及び順位	合格発表の日から1週間	警務部警務課

愛媛県警察官(選考職)採用試験	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間	警務部警務課
愛媛県警察職員(選考職)採用試験	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間	警務部警務課
愛媛県警察臨時職員採用試験	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間	警務部警務課
駐車監視員資格者講習修了考査・認定考査	得点	合格発表の日から1月間	交通部交通指導課
原付免許以外の運転免許試験(学科試験)	得点	合格発表の日	交通部運転免許試験課
原付免許の運転免許試験(学科試験)	得点	合格発表の日	交通部運転免許試験課又は受験警察署交通課

雑 報

○公 告

平成17年度行政書士試験合格者の公示について

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定により愛媛県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験の合格者を次のとおり公示する。

平成18年 1月20日

財団法人行政書士試験研究センター
理事長 池ノ内 祐 司

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
7510005	7510120	7510223	7510506
7510013	7510160	7510238	7510637
7510037	7510163	7510316	
7510056	7510196	7510464	